|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 【免除申請書　表面】 | |
| **（第１号様式）** |  | 年　　月　　日 | |
| 関東信越税理士会 |  |  | |
| 会　長 | 様 | 登録番号　第 | 号 |
|  |  | 支部 | |
|  | 事務所 | 〒 | |
|  | 所在地 |  | |
|  |  |  | |
|  | 氏名 | ㊞ | |
|  | 電話 | （　　　） | |
|  | 生年月日 | 年　　月　　日 | |

**研修受講義務免除申請書**

　私は、研修規則第６条に基づき、研修受講義務の免除を受けたいので、下記の通り申請します。

　なお、研修規則第６条第１項各号のいずれにも該当しなくなったときは、遅滞なくその旨を

本会に通知いたします。

記

１．研修受講免除申請期間

ａ　　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日までの　　　ヵ月間

（免除期間の終了日は、申請する事業年度の末日までです。　細則第10条第1項）

ｂ　受講免除時間　　　　　36時間　÷　12月　×　ａ　＝　　　　時間

ｃ　今年度受講義務時間　　36時間　－　ｂ ＝　　　　時間

注：　免除期間の算定にあたっては、15日以上は１ヵ月とし、15日未満は切り捨てる。

２．免除を受けようとする理由　（規則第６条第１項第　　　　号該当）

具体的理由の記載

３．添付書類　（規則第６条第１項第　　　　号　　該当番号　　　　　『裏面参照』）

具体的添付書類名の記載

【免除申請書　裏面】

**研修受講義務免除申請書　添付書類一覧（研修規則第６条第１項関係）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **１号** | **負傷又は疾病により療養していること。** | |
| 該当  番号 | ① | 医師の診断書又はそれに準ずる書類 |
| ② | 上記①が提出できない場合には、免除申請書「２」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **２号** | **震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。** | |
| 該当  番号 | ① | り災証明書その他これに準ずる書類 |
| ② | 上記①が提出できない場合には、免除申請書「２」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **３号** | **税理士法第４３条後段に規定する報酬のある公職に就いていること。** | |
| 該当  番号 | ① | 勤務証明書その他これに準ずる書類 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **４号** | **国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。** | |
| 該当  番号 | ① | 議員であることを証する書類 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **５号** | **出産、育児、介護その他これらに類する事由によること。(親族等を対象とするものを含む。)** | | |
| 該当  番号 | 出産  育児 | ① | 母子手帳の写し |
| ② | 育児の場合は、免除申請書「２」欄に育児により研修受講が困難である旨を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。 |
| ③ | 上記①又は②のいずれにも該当しない場合には、免除申請書「２」欄に、その具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。 |
| 介護  その  他 | ④ | 介護認定書その他これに準ずる書類で要介護状態又は要支援状態であることを明らかにするもの及び申述書（介護認定申請中の場合には申請中である旨の申述書） |
| ⑤ | 上記④が提出できない場合には、免除申請書「２」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。 |

＜注意事項＞

ア　記載されているもののほか、特に必要と認める書類の追加提出を求めることがあります。（細則第8条第2項）

イ　提出された書類は、受講義務の免除承認の有無にかかわらず返却いたしません。　(細則第8条第3項）

ウ　免除を受けることができる期間は、免除開始の日からその事業年度末日までとします。（細則第10条第1項）

エ　免除を受けた事業年度の翌事業年度以降も免除申請をする場合には、新たに免除申請書を提出しなければなりま

せん。（細則第10条第2項）

オ　免除期間中においても、規則第6条第1項に該当しないことが明らかになったときには免除を取り消すことがあ

ります。（細則第11条第3項）